（前のページより続き）
○秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示
（東北地方整備局四六）　六六
○山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同四七）　六七
○青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示（同四八）　六六
○都市計画に関する件
（関東地方整備局九二～九四）　六六

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　六六
産業
日本産業規格
（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）　六六
労働
最低工賃の改正決定に関する公示
（山形労働局最低工賃公示一）　六七

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五十号）（総務省）

1　国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う割合を改める。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第五十一号）（国土交通省）

1　総合政策局海洋政策課の名称及び所掌事務を変更する。（第三十六条及び第四十二条関係）

2　住宅局参事官の所掌事務を変更する。（第百二十一条の二関係）

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第五十二号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間について追加等を行う。（別表関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第五十三号）（経済産業省）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第五十四号）（こども家庭庁）

1　児童手当法附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第三項の規定による交付金について令和八年度において国庫が負担する割合は、二十一億七千四百七十三万二千八十九分の十億千八百九十八万九千五百八とする。（原始附則第三項関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第五十五号）（こども家庭庁）

1　児童扶養手当法施行令等の一部改正

物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和八年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　令和八年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定する。（附則第二項関係）

⑶　令和八年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定する。（附則第三項関係）

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五十六号）（厚生労働省）

1　特定障害者に対する特別障害給付金の額

令和八年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定する。（第一条の二関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　令和八年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定する。（附則第二項関係）
